

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例施行規則（平成１８年秩父市規則第６０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

第１条中「秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例」を「秩父市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

第２条中「第２４条第１項第２号コ」を「第４条第１項第２号コ」に改める。

第３条中「関する」を「係る」に改める。

第４条から第２３条までを削る。

第２４条第１項中「第１８条」を「第７条」に改め、同項第２号及び第３号中「許可事業者」を「土砂等の堆積を行う者」に改め、同項第４号中「の許可」を削り、「別表第２」を「別表」に改め、同条第２項中「第１８条」を「第７条」に、「様式第１４号」を「様式第１号」に改め、同条を第４条とし、同条の次に次の５条を加える。

（法令の規定による許可等の処分）

第５条 条例第７条第５号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

- (1) 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第７６条第１項の許可
- (2) 河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２０条の承認及び同法第２４条、第２６条第１項又は第２７条第１項の許可
- (3) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項又は第２項の許可及び同条第１項ただし書、第２項又は第３項の規定により許可が不要とされる開発行為
- (4) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の確認を受けて行う事業
- (5) 前各号に掲げる許可等の処分その他の行為に準ずるものとして市長の確認を受けたもの

（公益事業）

第６条 条例第７条第７号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

- (1) 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）による土地改良事業
- (2) 都市計画法による都市計画事業

(3) 前2号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業

(公益事業の確認)

第7条 前条第3号の確認を受けようとする者は、公益事業確認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土砂等の堆積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

(堆積に係る土地の汚染調査の特例)

第8条 条例第7条第10号の規則で定める土砂等の堆積は、次のとおりとする。

(1) 運動場の整備その他の通常の管理行為として行う土砂等の堆積

(2) 次のいずれにも該当する農地改良（農地改良のための搬入路の開設を含む。）
のために行う土砂等の堆積

ア 面積が1,000平方メートル未満であること。

イ 工事期間が1月以内であること。

ウ 表土に農作物の生育に適した耕作土を確保していること。

エ 農業委員会への届出がされていること。

(関係書類の閲覧)

第9条 条例第8条の規定による閲覧は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。

(2) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

第25条から第27条までを削る。

第28条中「第23条第2項」を「第11条第2項」に、「様式第18号」を「様式第3号」に改め、同条を第10条とし、第29条を第11条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第24条関係」を「第4条関係」に改め、「の許可」を削り、「6か月」を「6月」に改め、同表を別表とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第4号から様式第18号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則の一部改正)

2 秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（令和5年秩父市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「並びに埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）及び秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例（平成18年秩父市条例第50号）に定める許可基準」を削る。